

2014年7月1日



地震保険改定のご案内

地震保険の保険始期（ご契約開始日）が2014年7月1日以降となるご契約より、下記の内容となりますのでご案内いたします。

1. 保険料を改定します

文部科学省が設置している地震調査研究推進本部の研究による「確率論的地震動予測地図」等を活用し、地震による被害の予測手法を最新のものに改めた結果、保険料が全国平均で15.5%引き上げとなります。

■地震保険 新旧保険料比較表

地震保険の保険料は、ご契約物件の所在地と建物の構造区分によって決定します。

(地震保険ご契約金額 100万円あたり 単位：円)

都道府県	構造区分	イ構造		ロ構造	
		現行	改定後	現行	改定後
岩手県、秋田県、山形県、栃木県、群馬県、富山県、石川県、福井県、鳥取県、島根県、山口県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、鹿児島県		500	<u>650</u>	1,000	<u>1,060</u>
福島県		500	<u>650</u>	1,000	<u>1,300</u>
長野県、滋賀県、岡山県、広島県		650	<u>650</u>	1,270	<u>1,060</u>
北海道、青森県、宮城県、新潟県、岐阜県、兵庫県、奈良県、京都府、大分県、宮崎県、沖縄県		650	<u>840</u>	1,270	<u>1,650</u>
香川県		650	<u>840</u>	1,560	<u>1,650</u>
山梨県		910	<u>840</u>	1,880	<u>1,650</u>
茨城県、愛媛県		910	<u>1,180</u>	1,880	<u>2,440</u>
徳島県、高知県		910	<u>1,180</u>	2,150	<u>2,790</u>
埼玉県、大阪府		1,050	<u>1,360</u>	1,880	<u>2,440</u>
千葉県、愛知県、三重県、和歌山県		1,690	<u>2,020</u>	3,060	<u>3,260</u>
東京都、神奈川県、静岡県		1,690	<u>2,020</u>	3,130	<u>3,260</u>

■地震保険における建物の構造区分

地震保険における建物の構造区分は、地震の揺れによる損壊や火災による損傷などの危険を勘案し、イ構造・ロ構造の2つに区分されています。セットで契約する火災保険の構造級別により区分されます。

(注)平成22年1月に構造級別の改定を行いました。この改定により、建物の構造がコンクリート外壁木造や土蔵造等である場合には、平成22年1月以降の継続契約について、上表に関わらず経過措置の保険料を適用することができます。経過措置の適用条件や保険料など、詳細は弊社代理店または弊社までご照会ください。

2. 割引制度を改定します

(1) 免震建築物割引、耐震等級割引(耐震等級2・耐震等級3)の割引率を改定します

割引の種類		割引率		割引の種類		割引率	
		現行	改定後			現行	改定後
①免震建築物割引		30%	50%	③建築年割引	10%	10%	
②耐震等級割引	耐震等級3	30%	50%	④耐震診断割引	10%	10%	
	耐震等級2	20%	30%				
	耐震等級1	10%	10%				

*割引の種類①～④は重複適用できません。割引率が高い方を適用します。

(2) 割引制度適用時の確認資料を拡大します

割引の適用にあたっては所定の確認資料のご提出が必要となります。今般、割引率の改定にあわせ、確認資料の種類を以下のとおり拡大します。

割引適用の際には、下表に掲げるいずれかの確認資料(写)をご提出いただき、建物の性能等、割引適用条件に合致した建物であることを確認させていただきます。下線表記している資料は、今回の改定により新たに追加もしくは取扱いが変更となる資料です。確認資料の種類拡大に伴い、新たに割引を適用できる可能性がありますので、改めてご確認ください。なお、割引につきましては、確認資料をご提出いただいた日以降の適用となります。

割引の種類	確認資料の種類
①免震建築物割引 ②耐震等級割引	<p>ア 品確法に基づく「建設住宅性能評価書」または「設計住宅性能評価書」</p> <p><u>イ 品確法に基づく登録住宅性能評価機関が、マンション等の区分所有建物の共用部分全体を評価した場合に作成する「共用部分検査・評価シート」等の名称の証明書類</u></p> <p>ウ 評価指針に基づく耐震性能評価書(耐震等級割引の場合に限ります。)</p> <p><u>エ 独立行政法人住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していることを示す適合証明書(フラット35Sの適合証明書)</u></p> <p><u>オ 長期優良住宅の認定申請の際に使用する、品確法に基づく登録住宅性能評価機関が作成した「技術的審査適合証」</u></p> <p><u>カ 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置を受けるために必要な「住宅性能証明書」</u></p> <p>キ ①「認定通知書」など長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づく認定書類^{※1}および②「設計内容説明書」など免震建築物または耐震等級が確認できる書類</p> <p><u>※1 認定長期優良住宅であることが確認できる「住宅用家屋証明書」、「認定長期優良住宅建築証明書」を含みます。</u></p>
③建築年割引	<p>ア 建築登記簿謄本、建築登記済権利証、建築確認書、検査済証などの公的機関等が発行する書類</p> <p>イ 宅地建物取引業者が交付する重要事項説明書</p>
④耐震診断割引	<p>ア 耐震診断の結果により、国土交通省の定める基準(平成18年国土交通省告示第185号)に適合することを地方公共団体、建築士などが証明した書類</p> <p>イ 耐震診断または耐震改修の結果により減税措置を受けるための証明書(耐震基準適合証明書、住宅耐震改修証明書、地方税法施行規則附則に基づく証明書)</p>

3. 暴力団排除条項を導入します

暴力団員等の反社会的勢力との取引関係を遮断するため、地震保険普通保険約款に、新たに暴力団排除条項を導入します。

— このご案内は、ごく簡単な説明を記載したものです。詳細につきましては、弊社代理店または弊社にご照会ください。 —